

## 入 札 公 告

建設工事の請負について、次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告します。

なお、この入札は、予定価格及び最低制限価格の事前公表を行います。

令和8年6月1日

奈良県広域水道企業団  
企業長 山下 真

### 1 競争入札に付する事項等

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 工 事 名    | 白河水道施設制御盤等更新工事  |
| (2) 工 事 場 所  | 桜井市 白河 地内   |
| (3) 工 事 番 号  | 05-R7KH4-011  |
| (4) 工 事 概 要  | 白河配水池及びポンプ場における下記機器の更新工事<br>引込開閉器盤 2面<br>配水池制御盤 1面<br>送水ポンプ制御盤 1面<br>電磁流量計 2台<br>投込み式水位計 1台<br>ケーブル・電線管類 1式 |
| (5) 工 期      | 令和8年7月1日から令和9年2月28日まで   |
| (6) 予 定 価 格  | 金 34,525,000円（消費税及び地方消費税を除く）  |
| (7) 最低制限価格   | 金 31,763,000円（消費税及び地方消費税を除く）  |
| (8) 入札保証金    | 免除  |
| (9) 契約保証金    | 奈良県広域水道企業団契約規程（令和7年3月31日企業管理規定第36号）による。   |
| (10) 入 札 方 法 | 郵便入札  |
| (11) 入 札 回 数 | 1回  |
| (12) 前 払 金   | 請求可   |
| (13) 取り抜け方式  | 対象外   |

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者

1. 登録業種等に関する条件	
下記のとおり、登録されていること。	
① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定による許可	業種 電気工事業
	種別 一般建設業許可（第 7 条）又は 特定建設業許可（第 15 条）
② 令和 8 年度桜井市建設工事等競争入札参加資格者名簿の登録	業種 電気工事
2. 実績に関する条件	
令和 3 年 4 月 1 日以降（本工事の発注年度を含まない）に国内の上水道事業又は水道用水供給事業に係る水道施設（以下、「水道施設」という。）において、動力制御盤等を設置する工事（当該工事を含む工事でも可。工事を完成したものに限る。）の元請として完了した実績を有すること。ここで動力制御盤等とは、水道施設におけるポンプ、電動弁、水処理用機械設備等の動力設備を制御・操作するものであり、分電盤及び空調、エレベータ等建築付帯設備に係る制御盤等を除く。	
3. 配置技術者に関する条件	
現場代理人および建設工事業に係る資格を有する主任（監理）技術者を、各 1 名配置すること。なお、現場代理人と主任（監理）技術者は兼任することができる。	
① 現場代理人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この契約の履行に関し、工事現場に常駐が必要</li> <li>・他の工事の現場代理人または主任（監理）技術者との兼任は不可</li> <li>・契約日以前に雇用関係にある者</li> </ul>
② 主任（監理）技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約日以前に 3 か月以上の雇用関係にある者</li> <li>・現場代理人と兼任しない主任（監理）技術者は、請負金額 4,000 万円以上（建築一式は 8,000 万円以上）で専任しなければならない場合を除いて、他の工事現場の主任（監理）技術者と兼任することができる。</li> </ul>
4. その他	
① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。	
② 桜井市契約規則第 2 条の 2 の規定に該当しないこと。	
③ 入札書の提出の日から開札の日までの期間に、桜井市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」という。）を受けていないこと。	
④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。	
⑤ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条の規定による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。	
⑥ 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。	

### 3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
入札公告の交付	令和8年6月1日(月)から 令和8年6月10日(水)まで	奈良県広域水道企業団ホームページからダウンロードしてください。
設計図書の配付	令和8年6月9日(火)から 令和8年6月10日(水)まで	奈良県桜井市大字外山51番地 奈良県広域水道企業団 桜井事務所 管理棟2階 工務課 浄水施設係
	設計図書の配付時に、別紙1「 <u>設計図書配付申請書</u> 」を提出してください。また、 <u>設計図書の配付を受けていない者は、本入札に参加することはできません。</u>	
設計図書に関する質問書の提出	令和8年6月15日(月) 午前9時から午後4時まで	<b>FAXにて提出し、その旨を電話連絡してください。</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問がある場合のみ、別紙2「<u>質問書</u>」に記入してFAXで提出してください。</li> <li>・FAX及び電話連絡先番号等は、「9 問い合わせ先」を参照ください。</li> </ul>	
設計図書に関する質問に対する回答	令和8年6月16日(火) 午後5時までに回答します。	今回の入札に参加する全業者に、回答書をFAXで送付します。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FAXが送信できない場合は、電話連絡しますので回答書を取りに来てください。</li> </ul>	
入札書の提出	令和8年6月23日(火)から 令和8年6月25日(木)正午 までに必着	送付先 〒633-0007 奈良県桜井市大字外山51番地 奈良県広域水道企業団 桜井事務所 工務課長 宛
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般書留、簡易書留による郵送又は持参とし、郵送に要する費用は入札参加者負担とします。</li> <li>・入札書の郵送は、封筒に入札書を入れ、封かんし、表側に「奈良県広域水道企業団 桜井事務所 工務課長 宛」と記載した上で、<u>入札書在中(朱書き)</u>の標記並びに<u>入札工事名、工事番号、工事場所及び開札日</u>を記載するとともに<u>入札参加者名</u>を記載・押印し、上記期間中に到着するようにしてください。</li> <li>・<u>入札書、入札書郵送用封筒は、設計図書と同時に配付しますので、極力それをご使用ください。</u>書き間違いなどがあった場合は、再配付しますので、担当部署までご連絡ください。</li> <li>・見積根拠資料として<b>第7号様式「入札金額の内訳書</b>」を提出してください。入札書とともに入札用封筒に同封し、提出してください。(様式は設計図書に添付いたします。)</li> <li>・入札は総計金額で行います。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額(最小価格は千円止めで記入)に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の「110分の100」に相当する金額を記載してください。</li> </ul>	
開札	令和8年6月26日(金) 午後2時00分	奈良県桜井市大字外山51番地 奈良県広域水道企業団 桜井事務所 本館3階 大会議室
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格以下及び最低制限価格以上で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。予定価格を超える又は最低制限価格を下回る場合は失格となります。</li> <li>・落札候補者となるべき同価格者の者が2者以上ある場合は、くじにより決定します。くじを辞退することはできません。</li> <li>・落札候補者には電話及びFAXで通知します。</li> </ul>	

競争入札参加資格確認申請書等の提出 (落札候補者のみ)	令和8年6月29日(月) 午後5時まで	郵送又は持参にて提出して下さい。
	<b>《提出書類》</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書(第1号様式)</li> <li>・モラルに対する決意を記載した書類(第3号様式)</li> <li>・配置技術者届(第2号様式)</li> <li>・技術者の資格を証明する書類の写し</li> <li>・3か月以上の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証(所属会社が確認できるもの)や雇用保険被保険者証の写しなど)</li> <li>・元請実績証明書</li> <li>・企業の元請実績を証明する書類(コリンズや契約書の写しなど)</li> </ul> <b>【監理技術者が必要とされる工事の場合のみ】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監理技術者資格者証の写し</li> <li>・監理技術者講習修了証の写し</li> </ul>	

#### 4 現場確認について

希望者を対象に、現場確認を実施します。別紙3「現場確認について」を確認し、設計図書配付時に現場確認申込書を提出してください。

#### 5 開札の立会

- (1) 開札執行の際には、当該案件に係る入札参加者の中から立会人を選任し、開札立会通知書を送付します。
- (2) 開札の立会いは、入札参加者または入札参加者から委任を受けた代理人が行うものとします。代理人が立会を行う場合は、委任状を提出して下さい。
- (3) 開札日時になっても立会人が参集しない場合は、当該入札事務に関係のない職員が立会うものとします。
- (4) 開札立会通知書は入札最終日の午後を送付致します。立会を辞退される方は、当日午後17時までに、辞退届をFAXにて送付して下さい。

#### 6 競争入札参加資格の確認

入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、競争入札参加資格確認申請書および事後審査書類の提出を受け、受注者として適格か否かを確認し、落札者としての決定を行います。受注者として適格でない場合は、第1順位者の入札を無効とし次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の確認を行います。

#### 7 入札の無効等

- (1) 公告に記載した競争入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札、虚偽の申請を行った者がした入札は無効とします。
- (2) 入札参加者が開札までに入札参加資格を満たさなくなったときは入札に参加できません。
- (3) 入札において事故が起きたとき又は、不正な行為があると認めるときは、入札を中止又は延期する場合があります。

#### 8 契約の不締結

契約締結までの間に、落札者が入札参加資格を満たさなくなった場合や、入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

#### 9 問い合わせ先

競争入札参加資格の確認及び入札、契約を担当する部課等の名称、所在地等

〒633-0007 奈良県桜井市大字外山51番地

奈良県広域水道企業団 桜井事務所 工務課 浄水施設係(外山浄水場 管理棟2階)

電話：0744-46-0624 FAX：0744-46-0722